

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和8年4月16日

廿日市市長 松 本 太 郎



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

フジ廿日市店

(2) 所在地

廿日市市城内二丁目14番地内

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表取締役 井上 亮

(変更後) オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表取締役 高橋 英丈

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フジ・リテイリング
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 山口 晋

(変更後) 株式会社フジ
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 山口 晋

3 変更の日

- (1) 令和7年1月1日
- (2) 令和6年3月1日

4 変更する理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 経営統合のため

5 届出年月日

令和8年4月8日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和8年4月16日から令和8年8月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月16日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課